

令和4年度高知県農泊研修及びモニターツアー委託業務仕様書

1 業務名

令和4年度高知県農泊研修及びモニターツアー委託業務

2 委託業務の目的

高知県は、変化に富んだ海岸線をはじめ、仁淀川や四万十川に代表される清流など、美しく豊かな自然に恵まれており、その自然を活かした産業が盛んである。特に、農村地域の活性化に向けては、地域にある豊富な食や体験などの資源を磨き上げ、県内外の旅行者に提供することが重要であるとともに、宿泊滞在を伴う「農泊」を推進することは、地域経済への波及効果の拡大に資するものである。

本事業では、農泊関連事業者などを対象とした研修と、一般旅行者向けのモニターツアーを実施し、アフターコロナ、ウィズコロナに対応できる持続可能な農泊を推進することを目的としている。

【農泊とは】

農山漁村地域に宿泊し、滞在中に豊かな地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ「農山漁村滞在型旅行」のことです。

3 委託期間

契約締結の日から令和5年3月10日まで

4 委託業務の内容

本事業においては、下記（1）及び（2）に掲げる業務に取り組むこととし、事業の目的を達成するため、効果的かつ効率的な工程及び方法を総合的に提案のうえ実施する。

また、受託者は実施にあたり、必要な手配及び経費の支払いを行う。

（1）農泊研修の実施

田舎体験を提供する事業者や農林漁家民宿の事業者、教育旅行の受入団体等を対象に、農泊を実施するために必要な知識を習得できる農泊研修を実施する。

ア 開催回数

契約締結日以降から令和5年3月10日までに2回以上

イ 開催場所

高知県内

※受講者がオンラインでも受講できるように配信環境を整える。

ウ 受講対象者

田舎体験を提供する事業者、農林漁家民宿の事業者、教育旅行の受入団体等

エ 研修受講料

無料

オ 研修内容

研修受講者が、農泊事業を実施するために必要な知識や気づきを得られるよう、下記内容を含んだ研修を実施する。

なお、複数回の研修を行いそれぞれで異なる内容を提供する方法、同一の内容を複数回に渡り提供する方法のいずれでも可とする。

- ・ 地域資源の掘り起こし方及び観光コンテンツとしての磨き上げ方
- ・ 集客のための効果的なプロモーション方法
- ・ コロナ禍での農泊の推進方法
- ・ 先進事例の紹介

カ 受講者の募集

参加者の募集業務に関して、下記に留意して実施する。

- ・ 研修開催についての周知を効果的に実施する。
- ・ 高知県内各地から参加者を積極的に募る。
- ・ 受講者からの問い合わせ等に迅速に対応する。

キ 研修運営

- ・ 研修を実施するのに相応しい講師を招請する。
- ・ 感染症対策を講じる。
- ・ 会場手配、講師及び受講者との連絡調整、資料作成及び配布等、研修運営で必要となる準備をする。

ク アンケート実施及び集計・結果分析

受講した参加者にアンケート調査を実施し、その結果を取りまとめ、分析する。

(2) 農泊の魅力を経験できるモニターツアーの実施

農泊関連事業者の受入体制の磨き上げに繋がられるよう、高知県内で農泊の魅力を経験できるモニターツアーを実施し、ツアー参加者の評価や意見を集約する。

ア モニターツアー実施内容

- ・ 既存旅行商品ではなく、「農泊」の魅力を訴求する新たな旅行商品を3つ以上企画販売する。
- ・ 宿泊を含むものに加えて、コロナ禍におけるマイクロツーリズムの需要を踏まえ、県内外からの旅行者が日帰りで気軽に参加できる旅行商品も企画販売する。
- ・ ツアー参加者数については、宿泊先や体験の受け入れ先等と調整のうえ、受入側の状況を踏まえて決定する。

- ・旅行業法に基づき実施すること。
- ・必要な旅行業の登録を受けていること。
- ・ツアーに係る業務を再委託する場合は、再委託先が当該登録を受けていること。
- ・感染症対策を講じてツアーを実施する。
- ・参加者から、宿泊費、食費、体験料の実費相当と認められる必要最低限の料金を徴収すること。なお、当該事業の委託料をその費用に充当しないこと。

イ ツアーの周知及び参加者募集

参加者の募集業務に関して、下記に留意して実施する。

- ・ツアー実施の周知を効果的に実施する。
- ・県内外からのツアー参加者を積極的に募る。
- ・参加者からの問い合わせ等に迅速に対応する。

ウ アンケート実施及び集計・結果分析

ツアー参加者にアンケート調査を実施し、評価や意見を集約のうえ、高知県内における農泊事業の推進についての課題や改善点等を分析する。

5 事業実施における全体の留意事項

次のとおり、本事業全体に係る留意事項について示す。

- (1) 本業務の実施にあたっては、実施内容を事前に協議するなど、発注者との緊密な連携のもと、迅速かつ効果的・効率的な遂行を心がけること。
- (2) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受託者が協議のうえ定めるものとする。
- (3) 本業務を円滑に遂行するため、発注者は受託者に対して業務の進捗状況について報告を求めることができる。
- (4) 新型コロナウイルス感染症等の影響により、本事業の内容を変更する必要がある場合は、発注者と受託者で協議のうえ、契約内容を変更できることとする。
- (5) 契約履行に伴い生じた制作物の著作権は、発注者に帰属するものとする。
- (6) 本事業で得た情報に関しては、個人情報保護の観点から漏洩等が無いよう、取り扱いには十分注意を払うこと。
- (7) 成果物は、発注者において自由に二次利用（印刷物の制作、ホームページの掲載等）できるものとする。
- (8) 成果物の一部に第三者が権利を有する著作物を使用する場合は、所有権、著作権、利用権に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者において負うものとする。
- (9) 本業務により得られた成果物及び資料・情報等は、受託者は発注者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩をしてはならない。
- (10) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補正等の措置を行うものとし、これに対する経費は

受託者の負担とする。

5 履行期間

契約日から令和5年3月10日（金）まで

6 成果物

(1) 提出物

業務実施報告書（研修及びモニターツアーのアンケート分析も含めること）1部
併せて電子データも提供すること。

(2) 提出先

高知県観光振興部地域観光課